

# 屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について(報告)

## 1 屋外広告物法における都と区市町村の役割分担

- 都道府県、指定都市及び中核市は屋外広告物行政を行い、屋外広告物条例を制定する（法27条）
  - ・ 都内では、都と八王子市が屋外広告物条例を制定
- **都道府県は、景観行政団体※である市町村に、予め協議の上、条例制定権を移譲できる**（法28条）
  - ・ これまでに都内での移譲実績は無し

※景観法に基づき、景観計画の策定を行い景観行政を担う自治体  
都内の景観行政団体…区部：20区、多摩地域：町田市など6市

## 2 景観行政団体への条例制定権移譲範囲（法28条）

- 法3条 広告物の表示等の禁止（禁止地域等）
- 法4条 広告物の表示等の制限（許可制等）
- 法5条 広告物の表示の方法等の基準
- 法7条 違反に対する措置
- 法8条 除却した広告物等の保管等

※ 屋外広告業に係る規制は移譲範囲に含まれない。

### 3 町田市の屋外広告物規制に関する経緯

平成21年 8月 町田市、景観行政団体に移行

景観計画に基づき、市内の景観づくりを推進

→地域特性や建築物等との調和が考慮されない広告物の出現

平成30年 3月 「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」を策定

→任意の景観事前相談を実施するも、強制力がないため、実効性に苦慮

令和 4年 3月 町田市景観審議会に「町田市の景観施策のあり方について」諮問

令和 4年10月 町田市景観審議会答申

→**市内の実情に合わせた景観誘導の実現に当たり、市独自の屋外広告物条例の必要性を指摘**

➤**町田市から都に、法28条による権限移譲について、事前調整の申入れ**

令和 4年10月から現在まで 町田市景観審議会内に町田市景観施策検討委員会を設置、

市条例案等について検討中

都はオブザーバーとして参加

## 4 今後の予定

- 都と町田市で引き続き事前調整を実施
- 令和5年度（予定）：
  - ・ 広告審に法28条に基づく協議実施を報告
  - ・ 広告審に協議結果を報告、都条例等改正について付議
  - ・ 都条例等改正、町田市屋外広告物条例制定

（参考）

### ○屋外広告物法

（景観行政団体である市町村の特例等）

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村（中略）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

### ○地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。